

山鹿市条例第 8 号

山鹿市火入れに関する条例の一部を改正する条例

山鹿市火入れに関する条例（平成 17 年山鹿市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「すべてに」を「いずれにも」に改める。

第 14 条第 1 項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報、林野火災に関する注意報」に、「が発令された」を「（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を含む。以下同じ。）が発せられた」に改め、同条第 2 項中「とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「場合又は強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報」に、「が発令されたとき」を「が発せられた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。